

神勞発基0108第3号  
平成28年1月8日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

日頃から労働安全衛生行政の運営につきましては、格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第481号)が平成27年12月25日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。)が平成28年1月1日から適用されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し、下記告示の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第1条関係)

別紙の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

なお、「炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)」の「ウイスキー」とは、幅(直径)が数 $\mu\text{m}$ 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが5 $\mu\text{m}$ 超、幅が3 $\mu\text{m}$ 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいうこと。

#### 2 報告の期間等(告示第2条関係)

事業者は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
221	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
225	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名CIダイレクトブルー15)	0.1%未満
227	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N-(ホスホノメチル)-グリシン(別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後

<p>（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）</p> <p>第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。</p>		<p>（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）</p> <p>第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。</p>
コード	物	含有量
(削除)	(削除)	(削除)
百五十二 百六十	(略)	(略)
百六十九	エチレングリコール	○・一パーセント未満
百七十	エリオナイト	○・一パーセント未満
百七十一	過酸化水素	○・一パーセント未満
百七十二	四クロロオルトーフエニレンジアミン	○・一パーセント未満
百七十三	一・二酸化ブチレン	○・一パーセント未満
百七十四	ジエタノールアミン	一パーセント未満

改 正 前

<p>（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）</p> <p>第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。</p>		<p>（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）</p> <p>第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。</p>
コード	物	含有量
百三十七 百五十	(略)	(略)
百五十二 百六十	(略)	(略)
八	(新設)	(新設)

百七十五	ジエチルケトン	一パーセント未満
百七十六	シクロヘキシルアミン	〇・一パーセント未満
百七十七	ジフェニルアミン	〇・一パーセント未満
百七十八	「四」 「四」 (ジメチルアミノ) フェニル」 「四」 「エチル (三) スルホベンジル) アミノ」 フェニル」 「メチリデン」 シクロヘキサ—二・五—ジエン——イリデン」 (エチル) (三) —スルホナトベンジル) ア—モノウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット(四B))	〇・一パーセント未満
百七十九	ジメチルアミン	〇・一パーセント未満
百八十	ジルコニウム化合物 (二塩酸化ジルコニウムに限る)	一パーセント未満
百八十一	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	〇・一パーセント未満
百八十二	一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満
百八十三	テトラナトリウム—三・三—「(三・三) —ジメトキシ—四・四—」 ビフェニリレン) ビス (アゾ) —ビス「五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレ	〇・一パーセント未満

	「ダイレクトブルー十五」	
百八十四	テトラフルオロエチレン	○・一パーセント未満
百八十五	トリエチルアミン	一パーセント未満
百八十六	トリクロロ酢酸	○・一パーセント未満
百八十七	ニッケル	○・一パーセント未満
百八十八	一・三―ビス「二・三―エポキシプロピル」オキシベンゼン	○・一パーセント未満
百八十九	ビニルトルエン	一パーセント未満
百九十	一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ「二・二・一」―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸（別名クロレンド酸）	○・一パーセント未満
百九十一	メチレンビス（四・一―シクロヘキシレン）ジジソシアネート	○・一パーセント未満
百九十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満
百九十三	りん酸トリ（オルト―トリル）	一パーセント未満
百九十四	レンシルシノール	○・一パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）  
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。


（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）  
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	(削除)	平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間
対象物質	(削除)	前条の表の中欄に掲げる物(百五十二の項から百六十八の項までのものに限る。)
提出期間	(削除)	平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間

対象期間	平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間	平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間
対象物質	前条の表の中欄に掲げる物(百三十七の項から百五十一の項までのものに限る。)	前条の表の中欄に掲げる物(百五十二の項から百六十八の項までのものに限る。)
提出期間	平成二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間	平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間

○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(平成十八年二月十六日)  
(厚生労働省告示第二十五号)

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。)とする。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
百五十二	カーボンブラック	〇・一パーセント未満
百五十三	クロロホルム	〇・一パーセント未満
百五十四	四塩化炭素	〇・一パーセント未満
百五十五	一・四—ジオキサン	〇・一パーセント未満
百五十六	一・二—ジクロロエタン	〇・一パーセント未満
百五十七	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	〇・一パーセント未満
百五十八	ジボラン	一パーセント未満
百五十九	N・N—ジメチルホルムアミド	〇・一パーセント未満
百六十	スチレン	〇・一パーセント未満
百六十一	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	〇・一パーセント未満
百六十二	一・一・一—トリクロロエタン	〇・一パーセント未満
百六十三	トリクロロエチレン	〇・一パーセント未満
百六十四	パラ—クロロアニリン	〇・一パーセント未満
百六十五	パラ—ニトロクロロベンゼン	〇・一パーセント未満
百六十六	ビフェニル	一パーセント未満
百六十七	二—ブテナール	〇・一パーセント未満
百六十八	メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
百六十九	エチレングリコール	〇・一パーセント未満
百七十	エリオナイト	〇・一パーセント未満
百七十一	過酸化水素	〇・一パーセント未満
百七十二	四—クロロ—オルト—フェニレンジアミン	〇・一パーセント未満
百七十三	一・二—酸化ブチレン	〇・一パーセント未満
百七十四	ジエタノールアミン	一パーセント未満
百七十五	ジエチルケトン	一パーセント未満
百七十六	シクロヘキシルアミン	〇・一パーセント未満
百七十七	ジフェニルアミン	〇・一パーセント未満
百七十八	[四— [[四— (ジメチルアミノ) フェニル] [四— [エチル (三—スルホベンジル) アミノ] フェニル] メチリデン] シクロヘキサ—二・五—ジエン—一—イリデン] (エチル) (三—スルホナトベンジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット四 B)	〇・一パーセント未満
百七十九	ジメチルアミン	〇・一パーセント未満
百八十	ジルコニウム化合物 (二塩化酸化ジルコニウムに	一パーセント未満

	限る。)	
百八十一	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	○・一パーセント未満
百八十二	一・一・二・二-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満
百八十三	テトラナトリウム=三・三'- [(三・三'-ジメトキシ-四・四'-ビフェニレン) ビス (アゾ)] ビス [五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート] (別名 CI ダイレクトブルー十五)	○・一パーセント未満
百八十四	テトラフルオロエチレン	○・一パーセント未満
百八十五	トリエチルアミン	一パーセント未満
百八十六	トリクロロ酢酸	○・一パーセント未満
百八十七	ニッケル	○・一パーセント未満
百八十八	一・三-ビス [(二・三-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン	○・一パーセント未満
百八十九	ビニルトルエン	一パーセント未満
百九十	一・四・五・六・七・七-ヘキサクロロビスクロ [二・二・一] -五-ヘプテン-二・三-ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)	○・一パーセント未満
百九十一	メチレンビス (四・一-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	○・一パーセント未満
百九十二	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満
百九十三	りん酸トリ (オルト-トリル)	一パーセント未満
百九十四	レゾルシノール	○・一パーセント未満

(有害物ばく露作業報告の対象及び期間)

第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物(百五十二の項から百六十八の項までのものに限る。)	平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間
平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物(百六十九の項から百九十四の項までのものに限る。)	平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間

(平一九厚労告一一一・全改、平一九厚労告三七三・平二〇厚労告五二二・平二一厚労告五〇三・平二二厚労告四三一・平二三厚労告四八四・平二四厚労告六〇三・平二五厚労告三八九・一部改正)



## (別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
221	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
225	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名C Iダイレクトブルー15)	0.1%未満
227	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N-(ホスホノメチル)-グリシン(別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

○厚生労働省告示第四百八十一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十七年十二月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条中「以下同じ。」を削り、同条の表百六十九の項から百九十四の項までを削り、同表に次のように加える。

二百十五	アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満
二百十六	一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	○・一パーセント未満
二百十七	エチリデンノルボルネン	○・一パーセント未満
二百十八	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
二百十九	二―クロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二百二十	二―（ジエチルアミノ）エタノール	一パーセント未満
二百二十一	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	○・一パーセント未満

二百二十二	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール	○・一パーセント未満
二百二十三	ジチオりん酸O・O―ジメチル―S―一・二―ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	○・一パーセント未満
二百二十四	炭化けい素(ウイスキー及び繊維状のものに限る。)	○・一パーセント未満
二百二十五	チオりん酸O・O―ジエチル―O―(二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	○・一パーセント未満
二百二十六	テトラナトリウム  三・三― 〔三・三―ジメトキシ―四・四―ビフェニリレン〕ビス(アゾ)― ビス〔五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート〕(別名CIダイレクトブルー―十五)	○・一パーセント未満
二百二十七	二・四・六―トリクロロフェノール	○・一パーセント未満
二百二十八	N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	○・一パーセント未満
二百二十九	ヒドロキノン	○・一パーセント未満
二百三十	N―(ホスホノメチル)―グリシン(別名グリホサート)	○・一パーセント未満
二百三十一	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル	○・一パーセント未満

二百三十二 硫酸ジイソプロピル

○・一パーセント未満

第二条中「含有する製剤その他の物」の下に「（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）」を加え、「含有される同欄」を「含有される次の表の中欄」に改め、同条の表平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百十五の項から二百三十二の項までのものに限る。）	平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間
---------------------------	----------------------------------------	--------------------------